



# 島根県報

平成28年2月26日（金）

第2,779号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

補助金等交付規則第3条の規定により保育対策総合支援事業費補助金（認可外保  
育施設保育士資格取得支援事業分）の交付の対象等を定める告示 2

補助金等交付規則第3条の規定により保育対策総合支援事業費補助金（幼稚園教  
諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業分）の交付の対象等を定める告示 （ " ） 3

補助金等交付規則第3条の規定により保育対策総合支援事業費補助金（保育士試  
験による保育士資格取得支援事業分）の交付の対象等を定める告示 （ " ） 4

保安林予定森林（3件） （森 林 整 備 課） 6

指定漁船調書の縦覧 （水 産 課） 7

### 【公 告】

開発行為に関する工事の完了 （都 市 計 画 課） 7

### 【特定調達公告】

島根県警察本部庁舎で使用する電力調達に係る一般競争入札の実施 （警 察 本 部） 8

### 【正 誤】

平成16年3月30日付け島根県報号外第31号中 （人 事 委 員 会） 10

**告 示**

**島根県告示第126号**

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、保育対策総合支援事業費補助金（認可外保育施設保育士資格取得支援事業分）の交付の対象等を次のとおり定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により認可外保育施設保育士資格取得支援事業費補助金の交付の対象等を定める告示（平成26年島根県告示第475号）は、廃止する。

平成28年 2月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

保育対策総合支援事業費補助金（認可外保育施設保育士資格取得支援事業分）

2 交付の目的

認可外保育施設に勤務している保育士資格を有していない保育従事者の保育士資格取得を支援し、当該施設が認可保育所に移行すること等によって必要となる保育士の増加を図り、子どもを安心して育てることができる体制の整備を行うことを目的とする。

3 交付の対象、補助対象経費、補助金の額又はその交付の率及び交付の限度額

交付の対象	補助対象経費	補助金の額又はその交付の率	交付の限度額
次のいずれかに該当する施設 (1) 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について（平成17年1月21日雇児発第0121002号）による認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けた認可外保育施設 (2) 幼稚園型認定こども園（認可外保育施設を構成するものに限る。） (3) 小規模保育事業で市町村長の認可を受けたもののうち、小規模保育事業A型又は小規模保育事業B型を行う事業所	左記の施設に勤務する保育士資格を有していない者が保育士資格を取得するための養成施設の受講に要した次に掲げる経費 (1) 入学科 (2) 受講料（面接授業料、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等の補助教材費を含む。））	補助対象経費の2分の1（1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）	(1) 養成施設を卒業することにより保育士資格を取得する保育従事者1人につき、300,000円を上限とする。 (2) 保育士試験の全てを免除され保育士資格を取得する保育従事者のうち、保育士試験の実施について（平成15年12月1日雇児発第1201002号。以下「保育士試験通知」という。）別表①を活用する保育従事者1人につき、200,000円を上限とする。 (3) 保育士試験の全てを免除され保育士資格を取得する保育従事者のうち、保育士試験通知別表②又は③を活用する保育従事者1人につき、100,000円を上限とする。
(4) 事業所内保育事業で市町村長の認可を受けたものを行う施設 (5) 証明書の交付を受けていない認可外保育施設のうち、証明書の内容を同等以上満たしていると県が認める施設	代替保育従事者雇上費	1人1日当たり 6,120円	

備考

- 1 小規模保育事業A型とは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条から第30条までに規定する基準を満たすもので、市町村長の認可を受けたものをいう。
- 2 小規模保育事業B型とは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第31条及び第32条に規定する基準を満たすもので、市町村長の認可を受けたものをいう。
- 3 養成施設とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6第1号に規定する厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設をいう。
- 4 受講した者が、保育士修学資金貸付事業、雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と趣旨を同じくする事業による貸付け、助成等を受けている場合は、補助の対象とはならない。
- 5 入学金及び受講料については、受講した者が保育士証の交付を受けた場合に限り、当該経費を補助する。ただし、保育士の登録を受けた日から起算して、交付の対象となる施設において1年以上勤務することができない場合は、当該経費を補助しない。

**島根県告示第127号**

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、保育対策総合支援事業費補助金（幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業分）の交付の対象等を次のとおり定めたので告示する。

平成28年 2月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

保育対策総合支援事業費補助金（幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業分）

2 交付の目的

幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得を支援することにより、保育士の増加を図り、子どもを安心して育てることができる体制の整備を行うことを目的とする。

3 交付の対象、補助対象経費、補助金の額又はその交付の率及び交付の限度額

交付の対象	補助対象経費	補助金の額又はその交付の率	交付の限度額
次の要件を全て満たす者 (1) 幼稚園教諭免許状を有する者であつて、保育士試験の実施について（平成15年12月1日雇児発第1201002号）別表②又は③の対象となるものであること。 (2) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に、養成施設において教科目の受講を開始していること。 (3) 養成施設における教科目の修得後、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条の11の2第1項の規定により保育士試験の全てを免除され保育士資格を取得する者であること。 (4) 保育士資格を取得した月の末日から1年以内に、次に掲げる施設（以下「対象施設」という。）において、保育士として勤務すること。 ア 保育所 イ 認定こども園又は認定こども園への移行を予定し	左記の要件を満たす保育士資格を有していない者が保育士資格を取得するための養成施設の受講に要した次に掲げる経費 (1) 入学金 (2) 受講料（面接授業料、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等の補助教材費を含む。））	補助対象経費の2分の1（1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）	交付の対象となる者1人につき、100,000円を上限とする。

<p>ている幼稚園</p> <p>ウ 小規模保育事業で市町村長の認可を受けたもの うち、小規模保育事業A型又は小規模保育事業B型 を行う事業所</p> <p>エ 事業所内保育事業で市町村長の認可を受けたもの を行う施設</p> <p>オ 乳児院</p> <p>カ 児童養護施設</p> <p>キ 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明 書の交付について（平成17年 1月21日雇児発第 0121002号）による認可外保育施設指導監督基準を 満たす旨の証明書（以下「証明書」という。）の交 付を受けた認可外保育施設</p> <p>ク 証明書の交付を受けていない認可外保育施設のう ち、証明書の内容を同等以上満たしていると県が認 める施設</p> <p>(5) 対象施設に保育士として勤務した最初の日から起算 して1年以上勤務すること。</p> <p>(6) 保育士修学資金貸付事業、雇用保険制度の教育訓練 給付等、本事業と趣旨を同じくする事業による貸付 け、助成等を受けていないこと。</p>	
---	--

備考

- 1 養成施設とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6第1号に規定する厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設をいう。
- 2 小規模保育事業A型とは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条から第30条までに規定する基準を満たすもので、市町村長の認可を受けたものをいう。
- 3 小規模保育事業B型とは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第31条及び第32条に規定する基準を満たすもので、市町村長の認可を受けたものをいう。
- 4 入学金及び受講料については、受講した者が保育士証の交付を受けた場合に限り、当該経費を補助する。ただし、対象施設に保育士として勤務した最初の日から起算して1年以上勤務することができない場合は、当該経費を補助しない。

島根県告示第128号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、保育対策総合支援事業費補助金（保育士試験による保育士資格取得支援事業分）の交付の対象等を次のとおり定めたので告示する。

平成28年 2月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

保育対策総合支援事業費補助金（保育士試験による保育士資格取得支援事業分）

2 交付の目的

平成27年4月施行の子ども・子育て支援新制度の施行に伴い必要となる保育教諭の確保及び「待機児童解消加速化プ

ラン」に伴う保育士確保の一環として、保育士試験受験のために要した費用を補助することにより、保育士の増加を図り、子どもを安心して育てることができる体制の整備を行うことを目的とする。

3 交付の対象、補助対象経費、補助金の額又はその交付の率及び交付の限度額

交付の対象	補助対象経費	補助金の額又はその交付の率	交付の限度額
<p>次の要件を全て満たす者</p> <p>(1) 保育士試験により保育士資格の取得を目指す者であって、保育士試験合格後、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に次に掲げる施設（以下「対象施設」という。）において保育士として勤務することが決定したものであること。</p> <p>ア 保育所</p> <p>イ 認定こども園又は認定こども園への移行を予定している幼稚園</p> <p>ウ 小規模保育事業で市町村長の認可を受けたものうち、小規模保育事業A型又は小規模保育事業B型を行う事業所</p> <p>エ 事業所内保育事業で市町村長の認可を受けたものを行う施設</p> <p>オ 乳児院</p> <p>カ 児童養護施設</p> <p>キ 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について（平成17年1月21日雇児発第0121002号）による認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けた認可外保育施設</p> <p>ク 証明書の交付を受けていない認可外保育施設のうち、証明書の内容を同等以上満たしていると県が認める施設</p> <p>(2) 対象施設に保育士として勤務した最初の日から起算して1年間以上勤務すること。</p> <p>(3) 保育士修学資金貸付事業、雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と趣旨を同じくする事業による貸付け、助成等を受けていないこと。</p>	<p>左記の要件を満たす者が保育士試験受験のための学習に要した経費で、保育士試験の筆記試験日から起算して1年前の属する月の1日までのもののうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 保育士試験受験講座の受講（通信制、昼間、昼夜開講制、夜間、昼間定時制）に要する費用であって、当該講座を開講している事業者が証明する当該事業者に対して支払われた入学科</p> <p>(2) 受講料（面接授業料、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等の補助教材費を含む。））</p>	<p>補助対象経費の2分の1（1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）</p>	<p>交付の対象となる者1人につき、150,000円を上限とする。</p>

備考

- 1 小規模保育事業A型とは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条から第30条までに規定する基準を満たすもので、市町村長の認可を受けたものをいう。
- 2 小規模保育事業B型とは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第31条及び第32条に規定する基準を満たすもので、市町村長の認可を受けたものをいう。
- 3 入学科及び受講料については、受講した者が保育士証の交付を受けた場合に限り、当該経費を補助する。ただし、対象施設に保育士として勤務した最初の日から起算して1年以上勤務することができない場合は、当該経費を補助しない。

**島根県告示第129号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年 2月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林予定森林の所在場所

雲南市三刀屋町多久和1082-1、1092-3、1101-2、1103、1106-1、1111、2575

## 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第130号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年 2月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡美郷町小松地353-2

## 2 指定の目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第131号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年 2月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
松江市鹿島町佐陀宮内字佐陀1183-1
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**島根県告示第132号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成28年 2月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 届出事項
  - (1) 発起人の住所及び氏名  
隠岐郡海士町大字豊田414-5 山下照夫  
" 大字知々井1588 磯野公夫  
" 大字御波189 亀谷 隆
  - (2) 加入区  
海士町加入区
  - (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
海士町漁業協同組合
- 2 指定漁船調書の縦覧
  - (1) 縦覧期間  
告示の日から15日間
  - (2) 縦覧場所  
海士町漁業協同組合

---

**公 告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年 2月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 開発区域

安来市広瀬町石原421番1、421番2、478番1

面積 3,633.53平方メートル

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

新潟県新潟市南区清水4501番地1

株式会社コメリ

代表取締役 捧 雄一郎

**特 定 調 達 公 告**

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成28年 2月26日

島根県警察本部長 米 村 猛

## 1 入札に対する事項

## (1) 調達件名及び数量

島根県警察本部庁舎で使用する電力調達 一式

## (2) 入札案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

## (3) 調達期間

平成28年6月1日から平成31年3月31日まで

## (4) 調達施設

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部庁舎

## (5) 入札方法

ア 入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者の決定は最低入札価格をもって行い、契約価格は単価とする。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。

なお、平成28年4月6日（入札参加資格確認申請書の提出期限）までに電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）第1条の規定による改正後の電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていること。

- (4) 庁舎の電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成17年島根県告示第208号）第5条の規定により、入札参加資格の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種別「電気供給業務」に登載された者であること。
- (5) 島根県が行う庁舎の電気供給業務の契約に係る入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。
- (8) 二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用及び再生可能エネルギーの導入に関し、入札説明書別紙「二酸化炭素排出係数等環境配慮項目基準表」に掲げる条件を満たしている者であること。
- (9) 電気の供給を開始する日から、確実に安定した電気の供給ができる者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 0852-26-0110 内線2241、2242

- (2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成28年2月26日（金）から同年4月5日（火）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

なお、ファクシミリ及び電子メールによる交付は、行わない。

- (3) 入札説明会

行わない。

- (4) 入札書の提出期限

平成28年4月15日（金） 午後2時（郵便による入札にあつては、書留郵便とし、平成28年4月15日（金）正午までに(1)の提出場所へ到着していること。）

- (5) 入札の日時、場所及び開札

ア 日時 平成28年4月15日（金） 午後2時

イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部2階 聴聞室

ウ 開札 即時開札

- (6) その他

ファクシミリ、電子メール、電話等による入札は、認めない。

### 4 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、平成28年4月6日（水）正午までに、入札説明書に定める申請書及び所定の提出書類を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。（郵送により提出する場合は、書留郵便とし、提出期間内に必着していること。）
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

### 5 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条第1項の規定により、入札書に記載する金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により、契約単価（消費税及び地方消費税相当額を含む。）に基づき、契約期間における予定使用電力等による相当金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は入札期日を延期することがある。

なお、平成28年度予算が議会において議決されないときは、入札を行わない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき、定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Subject matter for tender :

Name of procurement : Supply of Electricity to be used by Shimane Prefectural Police Headquarters Building

Period of procurement : June 1, 2016 To March 31, 2019

(2) Bid tendering Date : April 15, 2016, 2 : 00 p.m.

(It is necessary to reach for mail by noon April 15, 2016)

(3) Contract contact information : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department,

Shimane Prefectural Police Headquarters 8 - 1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, Japan 690-8510

TEL : 0852-26-0110 (ext.2241 or 2242)

**正**

**誤**

平成16年3月30日付け島根県報号外第31号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
14	上から18	書間	書簡